



参考資料表2 水道用薬品の注入率の設定例

薬品名	設定最大注入率(例) (mg/L)	実績最大 注 入 率 (mg/L)	最大許容 注入率 (mg/L)	問題とな る項目
液体硫酸アルミニウム <sup>1)</sup>	200	130	333	マンガン
固形硫酸アルミニウム <sup>2)</sup>	100	240	200	マンガン
ポリ塩化アルミニウム <sup>3)</sup>	300	360	333	マンガン
水酸化ナトリウム <sup>4)</sup>	100	52	500	水銀
炭酸ナトリウム	100	80	500	水銀
水酸化カルシウム	100	55	100	クロム
硫酸	50	50	125	水銀
次亜塩素酸ナトリウム <sup>5)</sup>	100	92	—	—
高度さらし粉	20	—	—	—
粉末活性炭 <sup>6)</sup>	100	—	—	—
ケイ酸ナトリウム	20	—	250	水銀
塩酸	50	—	—	—
液化塩素	50	30	—	—
硫酸銅	2	0.25	—	—
過マンガン酸カリウム	10	—	—	—
塩化第二鉄	300	—	—	—
ポリアクリルアミド	1	—	—	—

注 ここで示した設定最大注入率(例)はあくまで参考例であり、実際の最大注入率の設定については、水道事業者等が薬品の使用状況等を踏まえ設定すべきものである。

- 1) 酸化アルミニウム 8%溶液に換算した値。
- 2) 酸化アルミニウム 15%溶液に換算した値。
- 3) 酸化アルミニウム 10%溶液に換算した値。
- 4) 45%溶液換算した値。
- 5) 有効塩素 10%溶液に換算した値。
- 6) 水分 50%の粉末活性炭に換算した値。

参考資料表2 水道用薬品の注入率の設定例

薬品名	設定最大注入率(例) (mg/L)	実績最大 注 入 率 (mg/L)	最大許容 注入率 (mg/L)	問題とな る項目
液体硫酸アルミニウム <sup>1)</sup>	200	130	333	マンガン
固形硫酸アルミニウム <sup>2)</sup>	200	240	200	マンガン
ポリ塩化アルミニウム <sup>3)</sup>	300	360	333	マンガン
水酸化ナトリウム <sup>4)</sup>	100	52	500	水銀
炭酸ナトリウム	100	80	500	水銀
水酸化カルシウム	100	55	100	クロム
硫酸	50	50	125	水銀
次亜塩素酸ナトリウム <sup>5)</sup>	100	92	—	—
高度さらし粉	20	—	—	—
粉末活性炭 <sup>6)</sup>	100	—	—	—
ケイ酸ナトリウム	20	—	250	水銀
塩酸	50	—	—	—
液化塩素	50	30	—	—
硫酸銅	2	0.25	—	—
過マンガン酸カリウム	10	—	—	—
塩化第二鉄	300	—	—	—
ポリアクリルアミド	1	—	—	—

注 ここで示した設定最大注入率(例)はあくまで参考例であり、実際の最大注入率の設定については、水道事業者等が薬品の使用状況等を踏まえ設定すべきものである。

- 1) 酸化アルミニウム 8%溶液に換算した値。
- 2) 酸化アルミニウム 15%溶液に換算した値。
- 3) 酸化アルミニウム 10%溶液に換算した値。
- 4) 45%溶液換算した値。
- 5) 有効塩素 10%溶液に換算した値。
- 6) 水分 50%の粉末活性炭に換算した値。



「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」（平成 16 年 2 月 9 日付健水発第 0209001 号）

別添 1 浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）																																								
<p style="text-align: center;"><b>浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法</b></p> <p>改正後の「資機材等の材質に関する試験」（平成 12 年厚生省告示第 45 号）における浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法の詳細については、それぞれ表 1、表 2 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法</p> <table border="1" data-bbox="152 683 1093 1029"> <tr> <td>pH 値</td> <td>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める方法（平成 15 年厚生労働省告示 261 号。以下「基準検査方法告示」という。）の別表第 31 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>カルシウム、マグネシウム等（硬度）</td> <td>基準検査方法告示の別表第 4、同別表第 5、<u>同別表第 6</u>、同別表第 20 又は同別表第 22 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>アルカリ度</td> <td>別紙方法 1 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>残留塩素</td> <td>「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2 又は同別表第 3 に定める方法</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表 2 浸出液の分析方法</p> <table border="1" data-bbox="152 1098 1093 1442"> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第 7 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>セレン及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 8 又は同別表第 9 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>ヒ素及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 10 又は同別表第 11 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5</td> </tr> </table>	pH 値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める方法（平成 15 年厚生労働省告示 261 号。以下「基準検査方法告示」という。）の別表第 31 に定める方法	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	基準検査方法告示の別表第 4、同別表第 5、 <u>同別表第 6</u> 、同別表第 20 又は同別表第 22 に定める方法	アルカリ度	別紙方法 1 に定める方法	残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2 又は同別表第 3 に定める方法	カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法	水銀及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 7 に定める方法	セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 8 又は同別表第 9 に定める方法	鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法	ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 10 又は同別表第 11 に定める方法	六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5	<p style="text-align: center;"><b>浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法</b></p> <p>改正後の「資機材等の材質に関する試験」（平成 12 年厚生省告示第 45 号）における浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法の詳細については、それぞれ表 1、表 2 のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 1 浸出用液の調製における水質の確認方法</p> <table border="1" data-bbox="1144 683 2085 1029"> <tr> <td>pH 値</td> <td>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める方法（平成 15 年厚生労働省告示 261 号。以下「基準検査方法告示」という。）の別表第 31 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>カルシウム、マグネシウム等（硬度）</td> <td>基準検査方法告示の別表第 4、同別表第 5、同別表第 20 又は同別表第 22 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>アルカリ度</td> <td>別紙方法 1 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>残留塩素</td> <td>「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2 又は同別表第 3 に定める方法</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表 2 浸出液の分析方法</p> <table border="1" data-bbox="1144 1098 2085 1442"> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第 7 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>セレン及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 8 又は同別表第 9 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>ヒ素及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 10 又は同別表第 11 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5</td> </tr> </table>	pH 値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める方法（平成 15 年厚生労働省告示 261 号。以下「基準検査方法告示」という。）の別表第 31 に定める方法	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	基準検査方法告示の別表第 4、同別表第 5、同別表第 20 又は同別表第 22 に定める方法	アルカリ度	別紙方法 1 に定める方法	残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2 又は同別表第 3 に定める方法	カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法	水銀及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 7 に定める方法	セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 8 又は同別表第 9 に定める方法	鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法	ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 10 又は同別表第 11 に定める方法	六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5
pH 値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める方法（平成 15 年厚生労働省告示 261 号。以下「基準検査方法告示」という。）の別表第 31 に定める方法																																								
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	基準検査方法告示の別表第 4、同別表第 5、 <u>同別表第 6</u> 、同別表第 20 又は同別表第 22 に定める方法																																								
アルカリ度	別紙方法 1 に定める方法																																								
残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2 又は同別表第 3 に定める方法																																								
カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法																																								
水銀及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 7 に定める方法																																								
セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 8 又は同別表第 9 に定める方法																																								
鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法																																								
ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 10 又は同別表第 11 に定める方法																																								
六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5																																								
pH 値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める方法（平成 15 年厚生労働省告示 261 号。以下「基準検査方法告示」という。）の別表第 31 に定める方法																																								
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	基準検査方法告示の別表第 4、同別表第 5、同別表第 20 又は同別表第 22 に定める方法																																								
アルカリ度	別紙方法 1 に定める方法																																								
残留塩素	「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示 318 号）」の別表第 1、同別表第 2 又は同別表第 3 に定める方法																																								
カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法																																								
水銀及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 7 に定める方法																																								
セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 8 又は同別表第 9 に定める方法																																								
鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法																																								
ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 10 又は同別表第 11 に定める方法																																								
六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5																																								

	又同別表第6に定める方法
シアン化物イオン及び塩化シアン	基準検査方法告示の別表第12に定める方法(※)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	基準検査方法告示の別表第13に定める方法
フッ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第13に定める方法
ホウ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第5又は同別表第6に定める方法
四塩化炭素	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
1, 4-ジオキサン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第16に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日健発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知。以下「水質基準等改正通知」という。)の別添方法1及び同別添方法2に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
ジクロロメタン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
テトラクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	水質基準等改正通知の別添方法1又は同別添方法2に定める方法
トリクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
ベンゼン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
ホルムアルデヒド	基準検査方法告示の別表第19に定める方法
亜鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法
アルミニウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第5又は同別表第6に定める方法
鉄及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法
銅及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法

	又同別表第6に定める方法
シアン化物イオン及び塩化シアン	基準検査方法告示の別表第12に定める方法(※)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	基準検査方法告示の別表第13に定める方法
フッ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第13に定める方法
ホウ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第5又は同別表第6に定める方法
四塩化炭素	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
1, 4-ジオキサン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第16に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成15年10月10日健発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知。以下「水質基準等改正通知」という。)の別添方法1及び同別添方法2に定める方法
<u>1, 1-ジクロロエチレン</u>	<u>基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法</u>
シス-1, 2-ジクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
ジクロロメタン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
テトラクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	水質基準等改正通知の別添方法1又は同別添方法2に定める方法
トリクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
ベンゼン	基準検査方法告示の別表第14又は同別表第15に定める方法
ホルムアルデヒド	基準検査方法告示の別表第19に定める方法
亜鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法
アルミニウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第5又は同別表第6に定める方法
鉄及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法
銅及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法

ナトリウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5、 <u>同別表第 6</u> 又は同別表第 20 に定める方法
マンガン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
塩化物イオン	基準検査方法告示の別表第 13 又は同別表第 21 に定める方法
蒸発残留物	基準検査方法告示の別表第 23 に定める方法
陰イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 24 に定める方法 (※)
非イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 28 に定める方法
フェノール類	基準検査方法告示の別表第 29 に定める方法 (※)
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	基準検査方法告示の別表第 30 に定める方法
味	基準検査方法告示の別表第 33 に定める方法
臭気	基準検査方法告示の別表第 34 に定める方法
色度	基準検査方法告示の別表第 35 又は同別表第 36 に定める方法
濁度	基準検査方法告示の別表第 38、同別表第 39 又は同別表第 41 に定める方法
エピクロロヒドリン	別紙方法 2 に定める方法
アミン類	別紙方法 4 に定める方法
2, 4-トルエンジアミン	別紙方法 5 に定める方法
2, 6-トルエンジアミン	別紙方法 5 に定める方法
酢酸ビニル	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
スチレン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
1, 2-ブタジエン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
1, 3-ブタジエン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
N, N-ジメチルアニリン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法

ナトリウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 20 に定める方法
マンガン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
塩化物イオン	基準検査方法告示の別表第 13 又は同別表第 21 に定める方法
蒸発残留物	基準検査方法告示の別表第 23 に定める方法
陰イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 24 に定める方法 (※)
非イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 28 に定める方法
フェノール類	基準検査方法告示の別表第 29 に定める方法 (※)
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	基準検査方法告示の別表第 30 に定める方法
味	基準検査方法告示の別表第 33 に定める方法
臭気	基準検査方法告示の別表第 34 に定める方法
色度	基準検査方法告示の別表第 35 又は同別表第 36 に定める方法
濁度	基準検査方法告示の別表第 38、同別表第 39 又は同別表第 41 に定める方法
エピクロロヒドリン	別紙方法 2 に定める方法
アミン類	別紙方法 4 に定める方法
2, 4-トルエンジアミン	別紙方法 5 に定める方法
2, 6-トルエンジアミン	別紙方法 5 に定める方法
酢酸ビニル	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
スチレン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
1, 2-ブタジエン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
1, 3-ブタジエン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
N, N-ジメチルアニリン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
<u>有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)</u>	基準検査方法告示の別表第 45 に定める方法

※ 平成 19 年 3 月 31 日までの間は、「基準検査方法告示の別表第 12」とあるのは「基準検査方法告示の別表第 12 又は同別表第 46」と、「基準検査方法告示の別表第 24」とあるのは「基準検査方法告示の別表第 24 又は同別表第 47」、「基準検査方法告示の別表第 29」とあるのは「基準検査方法告示の別表第 29 又は同別表第 48」とする。



「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」(平成16年2月9日付健水発第0209003号)

## 別添1 浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法 新旧対照表

改正後(新)	改正前(旧)																																
<p style="text-align: center;"><b>浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法</b></p> <p>改正後の「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」(平成9年厚生省告示第111号)における浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法の詳細については、それぞれ表1、表2のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表1 浸出用液の調製における水質の確認方法</p> <table border="1" data-bbox="145 751 1093 1098"> <tr> <td>pH値</td> <td>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める方法(平成15年厚生労働省告示261号。以下「基準検査方法告示」という。)の別表第31に定める方法</td> </tr> <tr> <td>カルシウム、マグネシウム等(硬度)</td> <td>基準検査方法告示の別表第4、同別表第5、<u>同別表第6</u>、同別表第20又は同別表第22に定める方法</td> </tr> <tr> <td>アルカリ度</td> <td>別紙方法1に定める方法</td> </tr> <tr> <td>残留塩素</td> <td>「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示318号)」の別表第1、同別表第2又は同別表第3に定める方法</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表2 浸出液の分析方法</p> <table border="1" data-bbox="145 1166 1093 1410"> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第7に定める方法</td> </tr> <tr> <td>セレン及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第3、同別表第6、同別表第8又は同別表第9に定める方法</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第3、同別表第5又は同別表第6に定める方法</td> </tr> </table>	pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める方法(平成15年厚生労働省告示261号。以下「基準検査方法告示」という。)の別表第31に定める方法	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	基準検査方法告示の別表第4、同別表第5、 <u>同別表第6</u> 、同別表第20又は同別表第22に定める方法	アルカリ度	別紙方法1に定める方法	残留塩素	「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示318号)」の別表第1、同別表第2又は同別表第3に定める方法	カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法	水銀及びその化合物	基準検査方法告示の別表第7に定める方法	セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第6、同別表第8又は同別表第9に定める方法	鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第5又は同別表第6に定める方法	<p style="text-align: center;"><b>浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法</b></p> <p>改正後の「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」(平成9年厚生省告示第111号)における浸出用液の調製における水質の確認方法及び浸出液の分析方法の詳細については、それぞれ表1、表2のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表1 浸出用液の調製における水質の確認方法</p> <table border="1" data-bbox="1144 751 2092 1098"> <tr> <td>pH値</td> <td>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める方法(平成15年厚生労働省告示261号。以下「基準検査方法告示」という。)の別表第31に定める方法</td> </tr> <tr> <td>カルシウム、マグネシウム等(硬度)</td> <td>基準検査方法告示の別表第4、同別表第5、同別表第20又は同別表第22に定める方法</td> </tr> <tr> <td>アルカリ度</td> <td>別紙方法1に定める方法</td> </tr> <tr> <td>残留塩素</td> <td>「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示318号)」の別表第1、同別表第2又は同別表第3に定める方法</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表2 浸出液の分析方法</p> <table border="1" data-bbox="1144 1166 2092 1410"> <tr> <td>カドミウム及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法</td> </tr> <tr> <td>水銀及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第7に定める方法</td> </tr> <tr> <td>セレン及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第3、同別表第6、同別表第8又は同別表第9に定める方法</td> </tr> <tr> <td>鉛及びその化合物</td> <td>基準検査方法告示の別表第3、同別表第5又は同別表第6に定める方法</td> </tr> </table>	pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める方法(平成15年厚生労働省告示261号。以下「基準検査方法告示」という。)の別表第31に定める方法	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	基準検査方法告示の別表第4、同別表第5、同別表第20又は同別表第22に定める方法	アルカリ度	別紙方法1に定める方法	残留塩素	「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示318号)」の別表第1、同別表第2又は同別表第3に定める方法	カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法	水銀及びその化合物	基準検査方法告示の別表第7に定める方法	セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第6、同別表第8又は同別表第9に定める方法	鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第5又は同別表第6に定める方法
pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める方法(平成15年厚生労働省告示261号。以下「基準検査方法告示」という。)の別表第31に定める方法																																
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	基準検査方法告示の別表第4、同別表第5、 <u>同別表第6</u> 、同別表第20又は同別表第22に定める方法																																
アルカリ度	別紙方法1に定める方法																																
残留塩素	「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示318号)」の別表第1、同別表第2又は同別表第3に定める方法																																
カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法																																
水銀及びその化合物	基準検査方法告示の別表第7に定める方法																																
セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第6、同別表第8又は同別表第9に定める方法																																
鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第5又は同別表第6に定める方法																																
pH値	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣の定める方法(平成15年厚生労働省告示261号。以下「基準検査方法告示」という。)の別表第31に定める方法																																
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	基準検査方法告示の別表第4、同別表第5、同別表第20又は同別表第22に定める方法																																
アルカリ度	別紙方法1に定める方法																																
残留塩素	「水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示318号)」の別表第1、同別表第2又は同別表第3に定める方法																																
カドミウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第4、同別表第5又は同別表第6に定める方法																																
水銀及びその化合物	基準検査方法告示の別表第7に定める方法																																
セレン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第6、同別表第8又は同別表第9に定める方法																																
鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第3、同別表第5又は同別表第6に定める方法																																



ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 10 又は同別表第 11 に定める方法
六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
シアン化物イオン及び塩化シアン	基準検査方法告示の別表第 12 に定める方法 (※)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	基準検査方法告示の別表第 13 に定める方法
フッ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 13 に定める方法
ホウ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
四塩化炭素	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
1, 4-ジオキサン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 16 に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知。以下「水質基準等改正通知」という。)の別添方法 1 及び同別添方法 2 に定める方法
<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン</u>	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
ジクロロメタン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
テトラクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	水質基準等改正通知の別添方法 1 又は同別添方法 2 に定める方法
トリクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
ベンゼン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
ホルムアルデヒド	基準検査方法告示の別表第 19 に定める方法
亜鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
アルミニウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法

ヒ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 6、同別表第 10 又は同別表第 11 に定める方法
六価クロム化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
シアン化物イオン及び塩化シアン	基準検査方法告示の別表第 12 に定める方法 (※)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	基準検査方法告示の別表第 13 に定める方法
フッ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 13 に定める方法
ホウ素及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
四塩化炭素	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
1, 4-ジオキサン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 16 に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知。以下「水質基準等改正通知」という。)の別添方法 1 及び同別添方法 2 に定める方法
<u>1, 1-ジクロロエチレン</u>	<u>基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法</u>
シス-1, 2-ジクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
ジクロロメタン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
テトラクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	水質基準等改正通知の別添方法 1 又は同別添方法 2 に定める方法
トリクロロエチレン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
ベンゼン	基準検査方法告示の別表第 14 又は同別表第 15 に定める方法
ホルムアルデヒド	基準検査方法告示の別表第 19 に定める方法
亜鉛及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
アルミニウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法

鉄及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
銅及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
ナトリウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5、 <u>同別表第 6</u> 又は同別表第 20 に定める方法
マンガン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
塩化物イオン	基準検査方法告示の別表第 13 又は同別表第 21 に定める方法
蒸発残留物	基準検査方法告示の別表第 23 に定める方法
陰イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 24 に定める方法 (※)
非イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 28 に定める方法
フェノール類	基準検査方法告示の別表第 29 に定める方法 (※)
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	基準検査方法告示の別表第 30 に定める方法
味	基準検査方法告示の別表第 33 に定める方法
臭気	基準検査方法告示の別表第 34 に定める方法
色度	基準検査方法告示の別表第 35 又は同別表第 36 に定める方法
濁度	基準検査方法告示の別表第 38、同別表第 39 又は同別表第 41 に定める方法
エピクロロヒドリン	別紙方法 2 に定める方法
アミン類	別紙方法 4 に定める方法
2, 4-トルエンジアミン	別紙方法 5 に定める方法
2, 6-トルエンジアミン	別紙方法 5 に定める方法
酢酸ビニル	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
スチレン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
1, 2-ブタジエン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
1, 3-ブタジエン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法

鉄及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
銅及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
ナトリウム及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 20 に定める方法
マンガン及びその化合物	基準検査方法告示の別表第 3、同別表第 4、同別表第 5 又は同別表第 6 に定める方法
塩化物イオン	基準検査方法告示の別表第 13 又は同別表第 21 に定める方法
蒸発残留物	基準検査方法告示の別表第 23 に定める方法
陰イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 24 に定める方法 (※)
非イオン界面活性剤	基準検査方法告示の別表第 28 に定める方法
フェノール類	基準検査方法告示の別表第 29 に定める方法 (※)
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	基準検査方法告示の別表第 30 に定める方法
味	基準検査方法告示の別表第 33 に定める方法
臭気	基準検査方法告示の別表第 34 に定める方法
色度	基準検査方法告示の別表第 35 又は同別表第 36 に定める方法
濁度	基準検査方法告示の別表第 38、同別表第 39 又は同別表第 41 に定める方法
エピクロロヒドリン	別紙方法 2 に定める方法
アミン類	別紙方法 4 に定める方法
2, 4-トルエンジアミン	別紙方法 5 に定める方法
2, 6-トルエンジアミン	別紙方法 5 に定める方法
酢酸ビニル	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
スチレン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
1, 2-ブタジエン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
1, 3-ブタジエン	別紙方法 2 又は別紙方法 3 に定める方法
<u>有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)</u>	基準検査方法告示の別表第 45 に定める方法

※ 平成 19 年 3 月 31 日までの間は、「基準検査方法告示の別表第 12」とあるのは「基準検査方法告示の別表第 12 又は同別表第 46」と、「基準検査方法告示の別表第 24」とあるのは「基準検査方法告示の別表第 24 又は同別表第 47」、「基準検査方法告示の別表第 29」とあるのは「基準検査方法告示の別表第 29 又は同別表第 48」とする。



## 別紙7

「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成4年12月21日付け衛水第270号)

## 別表第4 新旧対照表

改正後(新)			改正前(旧)		
別表第4			別表第4		
番号	項目	目標値(mg/L)	番号	項目	目標値(mg/L)
1	銀	—	1	銀	—
2	バリウム	0.7	2	バリウム	0.7
3	ビスマス	—	3	ビスマス	—
4	モリブデン	0.07	4	モリブデン	0.07
5	アクリルアミド	0.0005	5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	—	6	アクリル酸	—
7	17-β-エストラジオール	0.00008(暫定値)	7	17-β-エストラジオール	0.00008(暫定値)
8	エチニル-エストラジオール	0.00002(暫定値)	8	エチニル-エストラジオール	0.00002(暫定値)
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5	9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004(暫定値)	10	エピクロロヒドリン	0.0004(暫定値)
11	塩化ビニル	0.002	11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	—	12	酢酸ビニル	—
13	2,4-トルエンジアミン	—	13	2,4-トルエンジアミン	—
14	2,6-トルエンジアミン	—	14	2,6-トルエンジアミン	—
15	N,N-ジメチルアニリン	—	15	N,N-ジメチルアニリン	—
16	スチレン	0.02	16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(暫定値)	17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(暫定値)
18	トリエチレンテトラミン	—	18	トリエチレンテトラミン	—
19	ノニルフェノール	0.3(暫定値)	19	ノニルフェノール	0.3(暫定値)
20	ビスフェノールA	0.1(暫定値)	20	ビスフェノールA	0.1(暫定値)
21	ヒドラジン	—	21	ヒドラジン	—
22	1,2-ブタジエン	—	22	1,2-ブタジエン	—
23	1,3-ブタジエン	—	23	1,3-ブタジエン	—
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2(暫定値)	24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.2(暫定値)

25	フタル酸ブチルベンジル	0.5 (暫定値)
26	マイクロキシチン-LR	0.0008 (暫定値)
27	有機すず化合物	0.0006※ (暫定値)
28	ブロモクロロ酢酸	—
29	ブロモジクロロ酢酸	—
30	ジブロモクロロ酢酸	—
31	ブロモ酢酸	—
32	ジブロモ酢酸	—
33	トリブロモ酢酸	—
34	トリクロロアセトニトリル	—
35	ブロモクロロアセトニトリル	—
36	ジブロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	—
38	MX	0.001
39	クロロピクリン	—
40	キシレン	0.4
41	<u>過塩素酸</u>	<u>—</u>
42	<u>パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)</u>	<u>—</u>
43	<u>パーフルオロオクタン酸 (PFOA)</u>	<u>—</u>
44	<u>N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)</u>	<u>—</u>

※トリブチルスズオキシサイドの目標値

25	フタル酸ブチルベンジル	0.5 (暫定値)
26	マイクロキシチン-LR	0.0008 (暫定値)
27	有機すず化合物	0.0006※ (暫定値)
28	ブロモクロロ酢酸	—
29	ブロモジクロロ酢酸	—
30	ジブロモクロロ酢酸	—
31	ブロモ酢酸	—
32	ジブロモ酢酸	—
33	トリブロモ酢酸	—
34	トリクロロアセトニトリル	—
35	ブロモクロロアセトニトリル	—
36	ジブロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	—
38	MX	0.001
39	クロロピクリン	—
40	キシレン	0.4

※トリブチルスズオキシサイドの目標値